

事務連絡
令和2年9月14日

大臣官房各課
大臣官房・各局庁庶務課
地方農政局企画調整室
北海道農政事務所企画調整室 各位

大臣官房地方課災害総合対策室
新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部事務局

11月末までの催物の開催制限等について

催物（イベント等）の開催については、令和2年8月25日付け事務連絡により通知したとおり、9月末までは現在の開催制限を維持することとしてきたところです。

この度、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長から、別添のとおり、令和2年9月11日付け事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」（以下「内閣官房事務連絡」という。）が発出されました。

9月19日以降の催物の開催については、新しい基準が示されたところ、各位におかれては、

- ① 当省が主催又は関係するイベント等の開催に当たっては、内閣官房事務連絡に留意するよう省内関係部局に周知すること、及び
- ② 内閣官房事務連絡について、イベント等を開催する可能性のある事業体に対し、所管の団体等を通じ周知すること、
- ③ 内閣官房事務連絡に基づき、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと
- ④ 今後も、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合には、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと
- ⑤ 内閣官房事務連絡で示した考え方について、他の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと

について、御協力方お願い致します。

【添付資料】

- 「11月未までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
- 「7月10日以降における都道府県の対応について」（抜粋）（令和2年7月8日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
- 「9月1日以降における催物の開催制限等について」（抜粋）（令和2年8月24日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発・都道府県知事及び各府省庁担当課室あて事務連絡）

【問合せ先】

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室
新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部
担当：大川、松本
TEL：03-6744-1856（直通）